

パブリックコメント

「第5期障がい者計画・障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画（素案）」（素案）

【計画策定の趣旨】

本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」の計画期間が満了となるため、「第5期 障がい者計画・障がい福祉計画」を、また、児童福祉法の改正に基づく「第1期 障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりをもって生き生きと暮らせるまちづくりの推進を目的に、現行計画の進捗状況及び目標値を検証し、国が定める基本指針や県の計画を踏まえ策定します。

【意見等の提出方法】

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください（法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください）。

【意見等の提出期間】

平成30年1月15日（月）～2月7日（水）

【案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）】

社会福祉課、市民課総合案内窓口、小高区市民福祉課、鹿島区市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

【担当課】

健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

電 話：0244-24-5241

F A X：0244-24-5740

電子メール：shakaifukushi@city.minamisoma.lg.jp